

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市東山区東大路渋谷下る妙法院前側町441番地			
路線名又は河川名等				
工事名	京都市立東山総合支援学校ブロック塀改修工事			
工期	契約日の翌日から100日間			
事業課(所)名	教育環境整備室	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 教育委員会

チェック欄	

工 事 概 要

ブロック塀改修				m	45
ブロック塀撤去	m2	90	メッシュフェンス	m	45
コンクリート削孔(フェンス基礎)	孔	26			

施 工 理 由

本工事は、ブロック塀を有する学校・幼稚園において、安全対策工事を行うものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 教育委員会

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年6月	
基 準 適 用 年 月	2026年6月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
構造物撤去工	防護柵撤去工	有刺鉄線撤去	H=1.0m以下	m	1,220	
	構造物取壊し工	ブロック塀撤去 (控壁, 笠木を含む)	人力施工, 積込み共	m2	10,000	
	運搬処理工	廃プラスチック処分	発生材種類:ブロック塀笠木の縁	kg	25	管理費区分T

設計内訳書（本01）

工事名	京都市立東山総合支援学校ブロック塀改修工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
基盤整備		式	1					
構造物撤去工		式	1					
防護柵撤去工		式	1					
有刺鉄線撤去	H=1.0m以下	m	14				単 1号	
構造物取壊し工		式	1					
ブロック塀撤去 (控壁, 笠木を含む)	人力施工, 積込み共	m2	90				単 2号	
運搬処理工		式	1					
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋) 運搬車両:2t積級, 人力積込	m3	13				単 3号	
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	13				単 4号	
現場発生品運搬	発生材種類:有刺鉄線	t	0.02				単 5号	
スクラップ	ヘビ- H3	t	-0.02				単 6号	
廃プラスチック積込み	人力積込	kg	31				単 7号	
廃プラスチック運搬	殻種別:廃プラスチック 運搬車両:2t積級	kg	31				単 8号	

設計内訳書（本01）

工事名	京都市立東山総合支援学校ブロック塀改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
廃プラスチック処分	発生材種類:ブロック塀笠木の縁	kg	31				単 9号
施設整備		式	1				
管理施設整備工		式	1				
柵工		式	1				
フェンス	フェンスの種類:メッシュフェンス, フェンスの規格:張高1800mm	m	45				単 10号
コンクリート削孔 (フェンス基礎)	φ80mm, L=300mm	孔	26				単 11号
施設仕上げ工		式	1				
左官仕上げ工		式	1				
モルタル仕上げ	仕上げの種類:金ごて	m2	15				単 12号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	15				単 13号
直接工事費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	京都市立東山総合支援学校ブロック塀改修工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費(積上計上)		みやこ柚木看板 1100mm×1400mm, 1枚	式	1				内 1号
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 1号	現場環境改善費(積上計上)		みやこ 柚木看板 1100mm×1400mm, 1枚					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	現場環境改善費(積上)							単 21号
	*		式	1				
	合計							

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	有刺鉄線撤去	H=1. 0m以下	単位	m	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
有刺鉄線撤去 【見積り】			m	1			単 14号	
合計								
単価							円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	ブロック塀撤去 (控壁, 笠木を含む)	人力施工, 積込み共	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
ブロック塀撤去 【見積り】			m2	1				
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 3号	殻運搬	殻種別:コンクリート殻（無筋） 運搬車両:2t積級, 人力積込	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬 人力積込 DY1410		コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 有, 5km以上10km未満	m3	1			単 15号 60-01-12	
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 4号	殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(m3) WB020051			m3	1			単 16号 01-14-01	
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	現場発生品運搬	発生材種類:有刺鉄線	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場発生品及び支給品運搬		クレーン装置付2t積、吊能力2.9t,有り,5.0km以下	t	1			01-02-03	
現場発生品及び支給品積込・荷卸		クレーン装置付2t積、吊能力2.9t	t	1			01-02-03	
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 6号	スクラップ [°]	ヘビ [°] →H3	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 スクラップ [°]			t	1				
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 7号	廃ﾌﾞﾗｽﾁｯｸ積込み	人力積込	単位	kg	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
廃ﾌﾞﾗｽﾁｯｸ積込 人力積込		DY1412	kg	1			単 17号 60-01-12	
合計								
単価							円/kg	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 8号	廃ﾌﾞﾗｽﾁｯｸ運搬	殻種別:廃ﾌﾞﾗｽﾁｯｸ 運搬車両:2t積級	単位	kg	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
廃ﾌﾞﾗｽﾁｯｸ運搬 人力積込		DY1413	kg	1			単 18号 60-01-12	
合計								
単価							円/kg	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 9号	廃プラスチック処分	発生材種類:ブロック塀笠木の縁	単位	kg	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 廃プラスチック		Y007600000007	kg	1				
合計								
単価							円/kg	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号	フェンス	フェンスの種類:メッシュフェンス, フェンスの規格:張高1800mm	単位	m	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
金網・支柱(立入防止柵)		基礎ブロック, 2m	m	1			04-02-01	
金網・支柱(立入防止柵)(材料費)			m	1			04-02-01	
合計								
単価							円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 11号	コンクリート削孔 (フェンス基礎)	φ 80mm, L=300mm	単位	孔	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート削孔(コンクリート穿孔機)		77mm以上90mm未満, 200mm以上400mm未満	孔	1			02-02-15	
CB224430								
合計								
単価							円／孔	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 12号	モルタル仕上げ	仕上げの種類:金ごて	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
モルタル金ごて仕上げ		特殊, 高炉	m2	1			単 19号 65-16-06	
WC696100								
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 13号	交通誘導警備員		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1			単 20号 02-05-21	
WB010212								
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 14号	有刺鉄線撤去 【見積り】		単位	m	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員		R0102	人	0. 05				
合計								
単価							円／m	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 15号 DY1410	殻運搬 人力積込	コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 有, 5km以上10km 未満	単位	m3	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック[オンロード・ディーズル] 2t積級		20, 岩石工の割増対象にしない, 1, 0時間, 交替制を 適用しない, 0, しない, しない, 0時間	日	1. 83			単 22号 90-03-01	
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／m3	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 16号 WB020051	処分費(m3)		単位	m3	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 コンクリート殻		Y007600000006	m3	100				
合計								
単価							円／m3	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 17号 DY1412	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ積込 人力積込		単位	kg	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員		R0102	人	0. 063				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／kg	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 18号 DY1413	廃プラスチック運搬 人力積込	有, 10km以上20km未満	単位	kg	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
タンポトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級		20, 岩石工の割増対象にしない, 1, 0時間, 交替制を 適用しない, 0, しない, しない, 0時間	日	0. 25			単 22号 90-03-01	
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円/kg	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 19号 WC696100	モルタル金ごて仕上げ	特殊, 高炉	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
左官								
	R0135		人	0. 225				
普通作業員								
	R0102		人	0. 027				
モルタル練		高炉, 全ての費用					02-04-01	
	CB240060		m3	0. 02				
諸雑費(まるめ)								
	ZS3000004		式	1				
合計								
単価							円／m2	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 20号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B		R0804	人	1				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 21号	現場環境改善費(積上)		単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
みやこ 杉木看板 1100×1400		Z330640020	枚	1				
合計								

3 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 22号 K0301001	ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級	20. 岩石工の割増対象にしない, 1, 0時間, 交替制を 適用しない, 0, しない, しない, 0時間	単位	日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手(一般)								
	R0115		人	1				
軽油								
	Z006702002		L	21				
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級		機械条件: 供用 持込						
	M000301001		供用日	1. 28				
タイヤ損耗費 2～3t積級 良好 供用日								
	Z010020025		供用日	1. 28				
諸雑費(まるめ)								
	ZS3000004		式	1				
合計								
単価							円/日	

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 京都市立東山総合支援学校ブロック塀改修工事

工事場所 京都市東山区東大路渋谷下る妙法院前側町 441 番地

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和8年4月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

第6条（その他一般事項）

- 1 請負契約決定後直ちに監督職員に連絡し着手に係る指示を受けるとともに、工事着手前に施工計画書を監督職員に提出すること。
- 2 本工事施工期間中、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 3 工事関係車両の駐車については定められた区域とし、周辺道路等に駐車しないこと。また、工事関係車両を長時間、付近に待機させてはならない。
- 4 工事による振動で水道管内の上水が濁ることがないように注意して行うこと。また、工事により問題が発生した場合は受注者の責において対応し、監督職員に報告すること。
- 5 工事箇所付近にある営業店舗については、工事施工時間及び施工日について連絡を密にして、営業に支障が起こらないように十分に配慮して作業を行うこと。施工上でのトラブルが生じた場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。
- 6 地元関係者(官公庁等も含む)との協議において、工事区域、施工時間、施工日等に関する事項については、受注者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 7 他の企業者・事業者が実施する工事や近接する他工事がある場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 8 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。

2 現場条件に関する事項

第1条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、児童・生徒の登下校に支障をきたす可能性のある作業については、監督職員及び学校関係者と協議の上、承諾を得ること。

第2条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
施工箇所及び 出入口付近	1~2 名	交通誘導警備員B 1~2 名	昼 間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

第3条（工事標示板の設置）

本工事の施工にあたっては、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成18年3月31日改正）」に従い、下記様式に示す工事標示板を設置しなければならない。

また、工事標示板の標示内容は、事前に監督職員の承諾を得ること。



様式 工事標示板(例)

第4条（第三者の立入り禁止措置）

共通仕様書（1-1-1-28）に対する特記事項は以下のとおりである。

安全施設については、鋼製又は樹脂製フェンスバリケード、単管バリケード、カラーコーン等、状況によって設置すること。なお、フェンスバリケードは、隙間なく並べ連結構造とすること。

第5条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

（1） 工事標示板 （例：みやこ杉木を使用した木製の工事標示板の設置）

（項目、仕様及び設置枚数の例）

項 目	仕 様	設置枚数
工事標示板	・ みやこ杉木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杉木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。 ・ 看板サイズは 1400×1100mm とする。 ・ 表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 （文字数：150 字程度）	1 枚

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第6条（工事測量）

測量基準点及び境界明示板等を発見した場合は、監督職員に報告すること。また、移設が必要となる場合には、座標値により管理し、復元すること。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。
また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
柵工	フェンス	メッシュフェンス

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

(「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
柵工	フェンス基礎	出来形確認（削孔寸法等）

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 87-12	設計運搬距離 L = 8.9km
廃プラスチック	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 78	設計運搬距離 L = 10.7km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH3)	京都市南区上鳥羽鉾立町 4	設計運搬距離 L = 4.0km

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の21日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の7日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評価

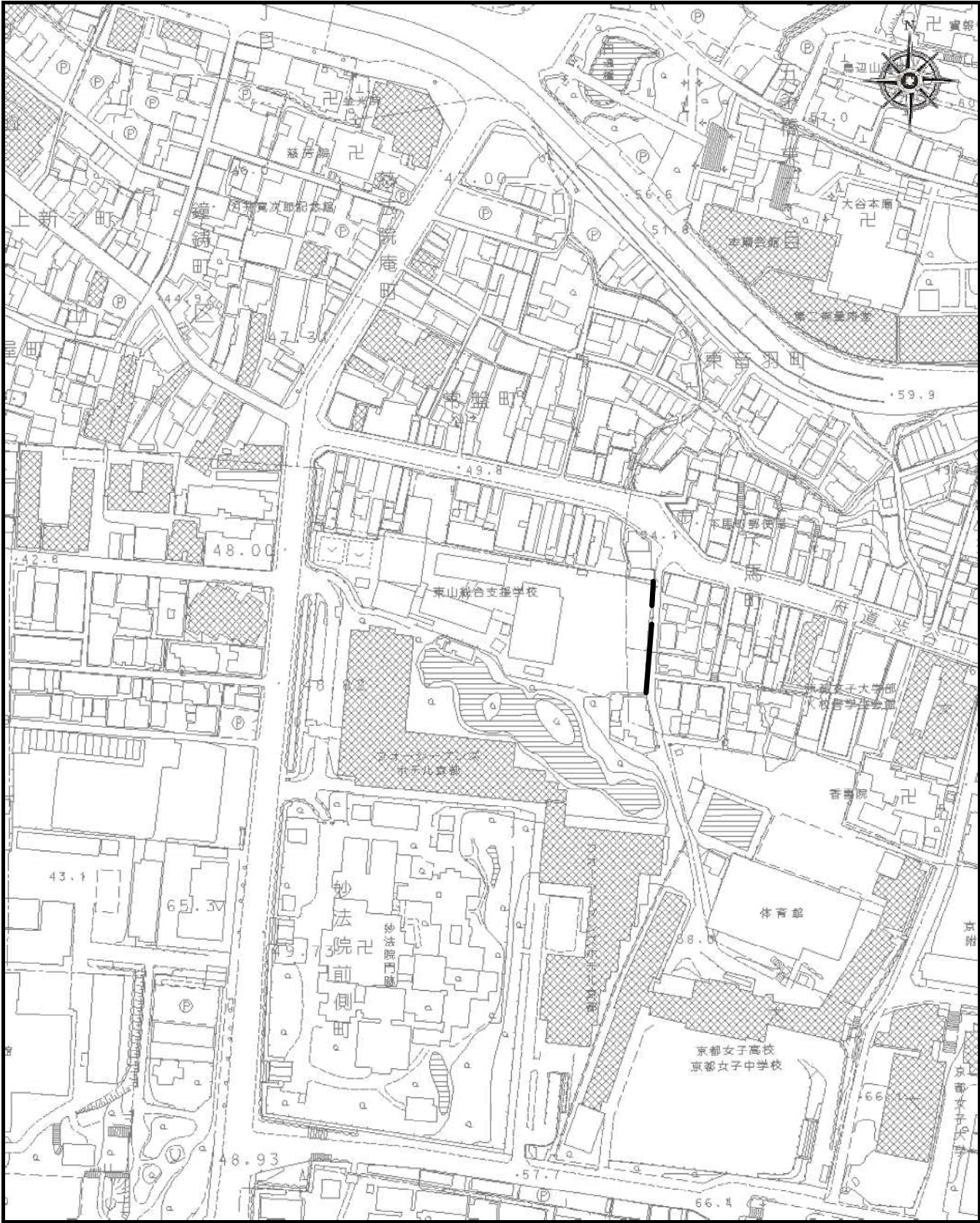
遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（建築物等の解体作業等における石綿の適切な対応）

石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、当初積算で計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。

位置図



1 / 2500

凡例

— : 施工箇所